

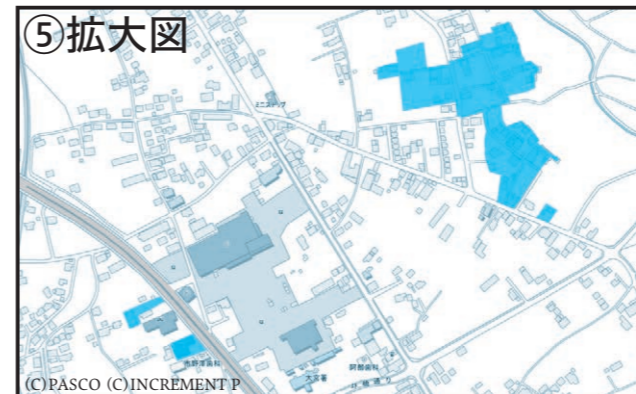
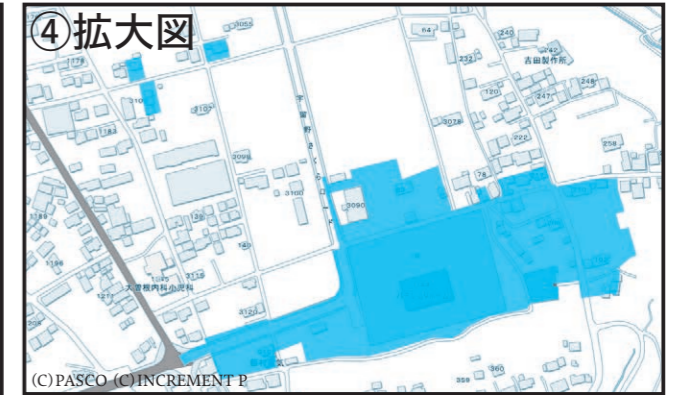
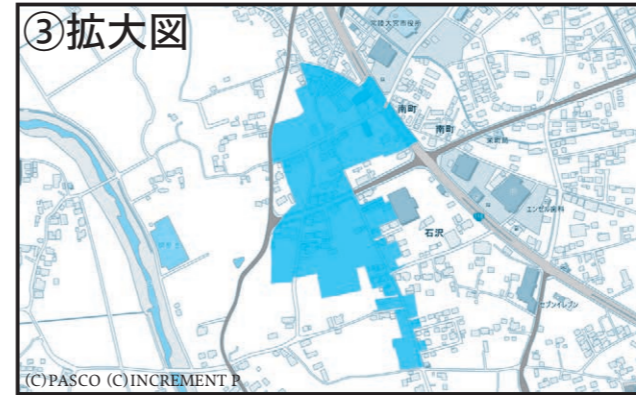
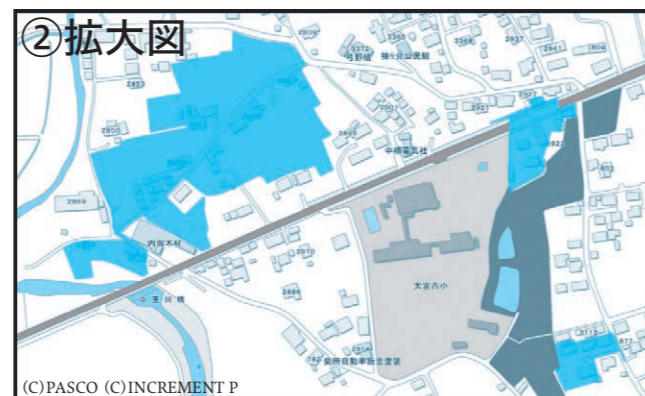
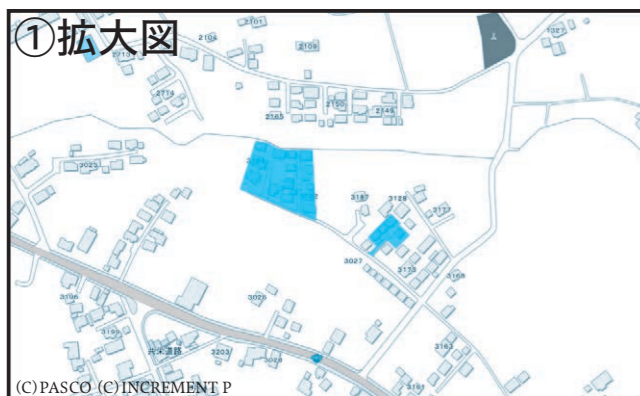
公共下水道供用開始について

令和3年3月31日から下記の地域で公共下水道が使用できるようになりました。接続の際は、市の排水設備指定工事店へ依頼し、市から工事の承認を受けて施工してください。

☎ 施設管理課下水道 G ☎ 53-7250

令和3年3月31日供用開始区域

(常陸大宮市栄町・南町・中富町・抽ヶ台町・田子内町・宇留野・上村田・石沢の各一部)



令和3年度危険ブロック塀等撤去補助事業について

常陸大宮市では、地震等の自然災害や老朽化に伴うブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止するため、通学路等に面する危険ブロック塀等の撤去工事費用の一部を補助します。

- 補助の対象となるブロック塀等 (危険ブロック塀等)
倒壊の危険があり、かつ、当該倒壊によって通学路および緊急輸送道路を通行する者に危険をおよぼす恐れがあると市長が認める組積造または補強コンクリートブロック造の塀が対象となります。
- 補助金の交付の対象となる事業
以下の要件を全て満たす危険ブロック塀等の全部を撤去する工事であって、常陸大宮市に本店、支店または営業所を有する建設業者、解体工事業者が施工する事業が対象となります。
 - ・常陸大宮市内に存すること
 - ・道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること
 - ・販売を目的とする土地に存するものでないこと
 - ・建築基準法第9条第1項または7項の規定による命令の対象となっていないこと
 - ・既に補助金の交付の対象となった危険ブロック塀が存していた敷地内に存するものでないこと
- 補助の対象者
危険ブロック塀等の所有者または共有者
- 補助金の交付額
次のア～ウに掲げる金額のうち、最も低い額
ア 補助対象経費(補助事業に要する額)の3分の2
イ 撤去する危険ブロック塀等の延長×14,000円/m×3分の2
ウ 100,000円(上限額)
- 事前相談
補助金の交付申請の前に必ず事前相談を行ってください。現地調査を行い、補助の対象となるブロック塀等に該当するか判定します。
- 申込方法
事前相談で危険ブロック塀等に該当すると確認を受けた方は、所定の申請書に必要書類を添えて、本庁都市計画課に提出してください。
- 申込期間 令和3年5月6日(木)から令和3年11月26日(金)まで

☎ 本庁 都市計画課住宅・営繕 G ☎ 52-1111 内線255